

Jークレジット制度登録申請事業費補助金交付要領

制定 令和5年8月4日

Jークレジット制度登録申請事業費補助金の交付については、Jークレジット制度登録申請事業費補助金交付要綱（制定：令和5年静岡県告示第478号）（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 定義

- (1) 要綱第2(1)の知事が別に定めるものとは、Jークレジット制度事務局（以下「事務局」という。）の妥当性確認の審査費用支援を活用する事業とする。
- (2) 要綱第2(2)の県内において排出削減・吸収活動を行うものとは、原則として県内の排出削減・吸収活動に限るが、静岡県に隣接する県の排出削減・吸収活動を加えることができるものとする。
- (3) 要綱第2(2)の知事が別に定めるものとは、次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人
 - ウ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
 - エ 医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する法人
 - オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
 - カ その他事務局の妥当性確認の審査費用支援の対象となる者。ただし地方公共団体を除く。

第2 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 要綱第3(1)の知事が別に定めるものとは、Jークレジット制度登録申請事業に要する経費から事務局の妥当性確認の審査費用支援その他収入を控除した額をいう。

第3 交付の申請

- (1) 要綱第5(1)エのその他知事が必要と認める書類は、次の書類をいう。
 - ア Jークレジット制度プロジェクト登録申請書類(一式)の写し（プログラム型プロジェクトの場合、プロジェクト参加者と運営管理者において売却益の用途の合意に用いた書類を含む。）
 - イ 審査機関との契約書の写し
 - ウ 事務局の妥当性確認の審査費用支援額が分かる資料
 - エ 別表に掲げる申請者（代表者）の組織又は身分が確認できる資料

第4 変更の承認申請

- (1) 要綱第7エのその他知事が必要と認める書類は、審査機関、Jークレジット事務局等によるプロジェクト登録申請の変更内容または取り下げが分かる書類の写しをいう。

第5 実績報告

- (1) 要綱第8(1)エのその他知事が必要と認める書類は、次の書類をいう。
 - ア 妥当性確認報告書の写し
 - イ 審査機関発行請求書の写し
 - ウ 補助対象経費の支出を証明する書類の写し

附 則

この要領は、要綱の告示の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

別表

申請者の組織又は身分が確認できる資料	
(1) 申請者が法人の場合	
ア	登記簿謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書の写し(発行から3ヶ月以内のもの)
(2) 申請者が個人の場合	
ア	運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、パスポートのいずれかの写し
(3) 申請者が団体の場合	
ア	管理運営者の登記簿謄本又は現在事項(又は履歴事項)全部証明書の写し(発行から3ヶ月以内のもの)
イ	団体の実施体制が確認できる書類、規約等